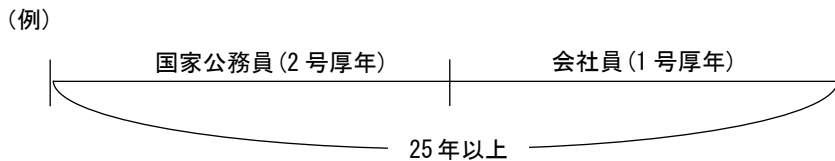


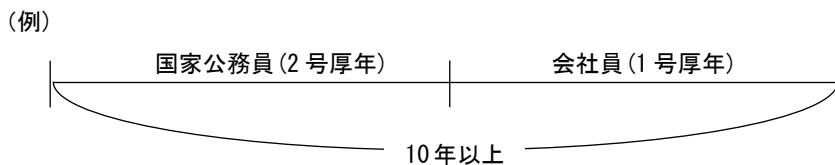
年金受給資格期間の改正について(平成 29 年 8 月から)

老齢厚生年金や老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間(国民年金の保険料納付済期間など)については、これまで「25 年以上」とされていましたが、平成 29 年 8 月 1 日から「10 年以上」に改正されます。

【改正前】国民年金の保険料納付済期間などを合算した期間が 25 年以上であること



【改正後】国民年金の保険料納付済期間などを合算した期間が 10 年以上 であること



この改正により、平成 29 年 7 月 31 日において、既に年金の受給年齢に到達していながら資格期間が足りず年金を受けることができなかった方のうち、同年 8 月 1 日時点で資格期間が 10 年以上である方は、新たに老齢厚生年金などを受けることができるようになります。

国家公務員共済の加入期間を有している方の年金請求手続

老齢厚生年金の対象となる資格期間に国家公務員共済の加入期間(国共済期間)がある方は、その国共済期間に係る老齢厚生年金を連合会が決定し支給することになります。

なお、国共済期間に係る老齢厚生年金の請求手続については、以下の区分によりご案内することとしています。

1. 昭和 30 年 8 月 1 日以前に生まれた方で平成 29 年 8 月 1 日に老齢厚生年金の受給権が発生する方
 - ①国共済期間しかなく、民間厚生年金期間や国民年金第 1 号期間など他の資格期間を有していない方

事前に連合会から年金請求書をご本人あてに送付します(送付時期については平成29年6月下旬～7月上旬を予定)。

②国共済期間のほか、民間厚生年金期間や国民年金第1号期間など他の資格期間を有している方

平成29年6月下旬から7月上旬にかけて日本年金機構から年金請求書をご本人あてに送付されます。

※上記①、②により送付された書類に基づく請求手続きについては平成29年8月1日前でも行うことができます。ただし、年金の支払いは10月以降となります。

2. 昭和30年8月2日以後に生まれた方で平成29年8月1日以後に老齢厚生年金の受給権が発生する方

受給権が発生する3か月前に加入していた実施機関(日本年金機構、連合会等)から年金請求書をご本人あてに送付されます。

<経過職域加算額について>

原則として、平成27年9月以前に引き続き1年以上の国共済期間を有している場合は、上記の老齢厚生年金と併せて「経過職域加算額」が連合会から支給されます。

なお、経過職域加算額の請求については、老齢厚生年金の請求手続きしたことをもって同様に請求したものとみなされるため、個別の手続きは不要です。